＜散水器具貸出申込書＞

住　所

連絡先

氏　名

散水器具の貸出しを下記のとおり申し込みます。

散水器具については、裏面「散水器具貸出における遵守事項について」に基づき、適正な管理を行い、損失および破損した場合や、第三者に被害を及ぼした場合は、私の責任において補修・補償します。

貸 出 日：令和　　年　　月　　日　　返却予定日：令和　　年　　月　　日

ほ場地区（　　）　　作物名（　　）

貸出場所（　市　・　土地改良区　）　　確認者 ㊞

水利用申請（　有　・　無　）　　返　却　日：令和　　年　　月　　日

（散水器具）

		貸出数
散水チューブ（スミレイン40HD）	50M	
散水チューブ（スミレイン40HD）	100M	
散水チューブ（スミレイン40）		
立上式スプリンクラー（30番）		
大型スプリンクラー（レインガン）		
小型自走式散水機（ロールカー）		

（継ぎ手）

チーズ		エルボ	

（カップラー）

マチノ　♂		ＮＣ　♂	
マチノ　♀		ＮＣ　♀	

（導水ホース）

マチノ　・　ＮＣ	1.0M	
マチノ　・　ＮＣ	2.0M	
マチノ　・　ＮＣ	3.0M	
マチノ　・　ＮＣ	4.0M	
マチノ　・　ＮＣ	5.0M	
マチノ　・　ＮＣ	10.0M	
マチノ　・　ＮＣ	12.5M	
マチノ　・　ＮＣ	15.0M	
・	M	
・	M	

（その他器具）

	貸出数
取水曲管（ マチノ・ＮＣ ）	
ストレーナー（ろ過器）	
減圧弁	
簡易圧力計	
定流量自動停止弁	
タイマー付き電磁弁	
レインセンサー	
流量計	
液肥混入器	
スミレイン用ストッパー	
エンドキャップ	
散水チューブ巻取り器一式	
鉄パイプ	
動力巻取り機	
のぼり一式	
サクションホース	
洗浄ホース　５ｍ・10ｍ	
ボールバルブ	
畑かん用水道	

立会職員名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

散水器具貸出しにおける順守事項について

散水器具の貸出しにあたり、下記の項目について順守してください。

記

1. 器具の貸出しについて、同一種類の散水器具に対する試用は一回限りとする。

2. 貸出期間は、概ね３ヵ月以内とする。ただし、延長を希望する場合は、管理者（市・土地改良区）に許可をもらうこと。

3. 貸出し、返却については、平日の午前９時から、午後４時までに行なうこと。
（土曜日、日曜日、祝祭日（年末年始）の受付は不可）

4. 器具の使用にあたっては、給水開始の申請がされているほ場であること。

5. 使用者は、器具使用の権利を他人に譲渡し、または転貸してはならない。

6. 器具の返却については、清掃・手入れを十分に行い、管理者の立会のもと、指示した保管場所に返却すること。（豊満倉庫・山田倉庫）

7. 使用者は、器具を破損し、滅失し、または器具に異常が認められたときは、直ちに管理者へ報告すること。

8. その他不明な点については、下記に問い合わせ連絡すること。

【問い合わせ先】
連絡先： 都城市　農産園芸課　畑かん担当（電話 23-2425）
連絡先： 都城盆地土地改良区（電話 45-6695）